規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［略］			
駐停車禁止	(315)	交通法第四十四条第一項の道路標識により、車両の駐車及び停車を禁止すること。	車両の駐車及び停車を禁止する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
［略］			

指示標識

［略］

補助標識

［略］

備考

［略］

別表第五（第九条関係）

規制標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
［略］			
駐停車禁止	(103)	交通法第四十四条第一項の道路標示により、車両の駐車及び停車を禁止すること。	車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間の左側の歩道
［略］			

指示標示

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［同上］			
駐停車禁止	(315)	交通法第四十四条の道路標識により、車両の駐車及び停車を禁止すること。	車両の駐車及び停車を禁止する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
［同上］			

指示標識

［同上］

補助標識

［同上］

備考

［同上］

別表第五（第九条関係）

規制標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
［同上］			
駐停車禁止	(103)	交通法第四十四条の道路標示により、車両の駐車及び停車を禁止すること。	車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間の左側の歩道
［同上］			

指示標示

［同上］

附　則

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。